



安心の法律サポートで、あなたを守る

LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

広報誌 L+PRESS 2018.5月号

発行/弁護士法人 リーガルプラス
代表/谷 靖介 [東京弁護士会所属]
所在地/〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-4 画廊ビル7階
お問い合わせ/TEL: 03-4455-9129 FAX: 03-6265-1132
ホームページ/https://legalplus.jp/

民法改正と保証

民法改正と保証

企業や個人が事業資金を借り入れる際、避けては通れないのが保証（法律上は保証契約といえます）の問題です。昨年6月に公布され、2020年4月1日から施行される改正民法では、**事業資金借入れのための保証契約に関するルールが大きく変わります。**

個人保証のルールが厳格化

現在は、保証契約書を書面で作成さえすれば（現行民法446条2項）、誰でも事業資金借入れの保証人になることができます。しかし、改正民法では、保証契約締結に先立ち、**契約締結の1カ月以内**に、下記の手順で**公正証書を作成**しない限り、個人が事業資金借入れの保証人となることができなくなります。

- | | |
|--------|------------------------|
| 手
順 | ①保証契約の内容を公証人に口授（口頭で説明） |
| | ②公証人による公正証書の作成、読み聞かせ |
| | ③保証人になろうとする者の署名押印 |
| | ④公証人による署名押印 |

以上の手順を踏むためには、原則として**保証人になろうとする者が公証役場に赴く**必要があります（例外的に公証人に出張を依頼することができる場合もありますが、別途費用がかかります）。

経営者保証などは例外

このように、個人が事業資金借入れの保証人となる際のルールは大幅に厳格化されますが、例外もあります。保証人になろうとする者が**以下の条件に該当する場合には**、上記のルールは適用されず、**従来通り**の方法で保証契約を締結することができます。

例外1：いわゆる経営者保証等の場合

保証人になろうとする個人が、主たる債務者（融資を受ける法人）の理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者である場合（改正民法465条の9第1号）や、主たる債務者の議決権の過半数を有する株主である場合等（同2号）など、法人の経営者・所有者である場合には、保証にあたって公正証書を作成する必要はありません。

例外2：主たる債務者（法人でない場合）と共同して事業を行う者又は主たる債務者が行う事業に現に従事している配偶者

法人成りしていない自営業者の方が対象です。注意点としては、自営業に従事していれば誰でも今まで通りの方法で保証人になれる訳ではないという点です。この例外にあてはまるのは、あくまで**共同事業者と、現に事業に従事している配偶者のみ**です。事業に関与していない親族や、配偶者であっても事業に関与していない人を保証人にする場合は、公正証書による必要があります。

今後に向けて

以上で述べたように、2020年の改正民法施行後は、個人を保証人として事業資金の借入れを行うハードルが上がることとなります。施行までの約2年の間に、個人保証に頼らない資金調達にシフトしていく必要があると言えるでしょう。



【かしま法律事務所】
所属弁護士
小湊 敬祐
(こみなと けいすけ)

プロフィール

中央大学法学部法律学科卒業、中央大学法科大学院法務研究科修了後、弁護士登録（茨城県弁護士会）。主に、交通事故、労災事故、債務整理、相続、離婚、中小企業法務（労務問題）を中心に活動を行う。趣味は自然の中でのんびりすること。好きな言葉は「学問救世」。

顧問弁護士のご案内

企業活動において生じる、人事労務や取引先とのトラブル、経営拡大・新規事業によって生ずる新たなリスク。弁護士法人リーガルプラスは、「適正な価格」で社内事情・業界をよく知る弁護士が、スピーディーに対応いたします。

【対応業種】

介護・医療機関、保険代理業、飲食業、販売業、IT関連業、建築・内装業、製造業 など

生命保険の販売促進に注力される保険代理店さま向け無料セミナー

弁護士による
生保営業の要点とは？

弁護士が勧める生命保険販売法律セミナー

【主な内容】 弁護士の視点から見た生命保険の販売チャンス、関連する法律知識などの情報をご提供します。

船橋開催

【日時】 6月6日(水) 15:30~17:00
【場所】 クロス・ウェブ船橋
【定員】 先着9名
【講師】 弁護士:宮沢 純一 [市川法律事務所]

千葉開催

【日時】 6月7日(木) 15:30~17:00
【場所】 リーガルプラス 千葉法律事務所
【定員】 先着10名
【講師】 代表弁護士:谷 靖介

参加
無料

ご参加のお申込み
お問い合わせ先

TEL:03-4455-9129 FAX:03-6265-1132

受付時間:平日9:30~18:00/担当:岩本(いわもと)

ご希望に沿ったテーマでの社内セミナーや、勉強会の講師派遣も承っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

介護事業者特有の労務トラブル予防

リーガルプラスでは、介護事業者様の運営に関する様々なテーマの法務領域について、ご支援を行っています。ここでは職員との労務問題について、QA方式でお伝えします。

Q

事業所内で、職員間のイジメやハラスメントの問題がありました。こうした場合、事業者として、被害者である職員に責任を負うことはありますか。

はい。事業者は**安全配慮義務に基づき**、イジメやハラスメントの防止義務があり、**賠償義務を負う可能性があります**。

また、ハラスメントやイジメ防止のため、相談窓口・委員会・諸規定の整備・研修教育などが重要となります。

Q

利用者の家族に利用者の悪口を言う、言葉遣いが悪い、遅刻が多い、仕事への不満が多い、勤務態度が悪く改善されないなどの問題職員がいます。このような問題職員には、どのように対処すればよろしいでしょうか。

多くの介護事業所が問題職員に悩まされています。施設長やリーダーから繰り返しの指導や注意が必要となりますが、単に「マニュアルを守れ!」だけでは納得を引き出すことは難しいといえます。なぜそのルールが必要かを指摘し、マニュアルの背景、理由、自らルールを考えさせ、研修や勉強会で「ほうれんそう」の大切さを理解させ、責任者が現場に入り、細かく指導する必要があります。

また、**法的には、口頭指導・業務日報の提出の義務化・書面での指導**などを繰り返し、それでも改善が認められない場合、戒告や減給などの懲戒処分を進めることになります。

Q

ある職員の素行や態度が悪いため、できれば辞めてもらいたいと思っています。どのように解雇すれば良いでしょうか。

上記のように、責任者が主体となって**業務改善指導、注意、命令**

などをまずは行いましょう。これら指導中に**本人が退職意思を示した場合、退職合意書の取り付け**を行い、法的なトラブルの拡大を予防する必要があります。

強引な解雇はトラブルの拡大や裁判などを招くこともあるため、注意が必要です。

Q

ある職員の数人が、退職後すぐに新たな訪問介護事業所を立ち上げ、訪問介護の利用者が10名ほどその職員の事業所に移ってしまいました。独立した職員達を訴えることはできますか。また、そのような事態の予防手段を教えてください。

このような場合、元職員による利用者の引き抜きが通常の営業行為ではなく、違法なものとの証明ができれば別ですが、裁判などでも勝つ見込みは厳しいでしょう。

競業禁止の所内規定は、競業禁止の地域・期間・業務内容・代替措置などの**条件を厳密に定めておく**必要があります。

所内で**情報管理規定を整備**し、顧客の連絡先など重要な営業情報は、全ての職員が見られないように厳重な管理を行いましょう。**入退職時に誓約書の取り付け**、職員の退職時に顧客名簿などの**営業上の情報の破棄を約束**させることなどが重要です。



【代表弁護士】

谷 靖介(たに やすゆき)

プロフィール

東京弁護士会所属。明治大学法学部法律学科卒業後、2002年(旧)司法試験合格。司法研修所57期。日本弁護士連合会の公設事務所プロジェクトに参加し、当時、実働弁護士ゼロワンド地域(裁判所支部内の実働弁護士が0~1名地域)であった茨城県鹿嶋市に2005年赴任。開設翌年には年間500名以上の法律相談を担当する。2008年に公設事務所の任期を終え、弁護士法人を設立し、千葉県内・東京に複数の法律事務所を開設。中小企業法務を中心に弁護士として活動を行っている。セミナー講師担当やNHKなどメディア出演も多数あり。趣味は読書、旅行。

メディア出演報告

当法人代表弁護士の谷がメディア出演をいたしました。

- ◆株式会社レガシィ様 土業・専門家向けの実務サポート教材「事務所形態別 アソシエイト弁護士の賃金・処遇の決め方」
- ◆弁護士ドットコム様 オンラインセミナー「業務効率化のためのノウハウ~脱!所長がいないと対応できない事務所~」

弁護士業界の特性のお話や、事務所運営に関する様々なノウハウをお話させていただきました。土業界でも注目を集めるリーガルプラスの独自ノウハウを活用して今後も地域の皆さまのために法律サポートを行っていただくと考えております。



編集後記

リーガルプラスでは、5月以降もさまざまな分野でのセミナーや勉強会の開催を予定しております。その際に、貴重なお時間を割いて足を運んでくださる参加者の方へのおもてなしの一つとして、休憩時間におやつのご用意をしていこうと計画中です。



頭を使った後のリフレッシュタイムには糖分補給ということで、参加者の皆さまがほっと一息つけるお手伝いをしていきたいと考えております。

ブレイクタイムのおやつといえば、その代表格はチョコレートかもしれませんが、他にも和菓子やゼリーなど、季節感を取り入れてご用意をしていきたいと思っております。

法律トラブルや経営上の悩み。お気軽にご相談を。



安心の法律サポートで、あなたを守る

LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

[東京弁護士会所属]

ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ(平日・土曜 9:30~18:00)

【東京法律事務所】
TEL:03-4455-9129

【市川法律事務所】
TEL:047-712-5100

【津田沼法律事務所】
TEL:047-409-6371

【千葉法律事務所】
TEL:043-301-6761

【成田法律事務所】
TEL:0476-20-3031

【かしま法律事務所】
TEL:0299-85-3350